

審査基準整理票

処 分 名	関連事業の許可		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第27条第1項	
基準法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第27条第2項	
所管部署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	30 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 関連事業許可要領 】 ・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>大津市公設地方卸売市場条例第27条第2項各号に該当しない者であることを基準とする。その細目は、関連事業許可要領に定めるとおりとする。なお、当該要領を記した掲載図書は、所管部署において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令] (関連事業の許可)</p> <p>第27条 関連事業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は同項の許可をすることにより関連事業者の数が前条第2項において関連事業者の区分ごとに定める最高限度を超えることとなるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(3) 第29条又は第70条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(4) 関連事業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者</p> <p>(5) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(6) 法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで又は前号のい</p>			

いずれかに該当する者があるもの

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。